

教育基本法

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

学校教育法

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(第9章)

大学

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

4年制大学(狭義の大学)

大学院

第99条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性を求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

※下線部を目的とする大学院を専門職大学院とする。(同条第2項)

短期大学

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

※上記を目的とする大学は、修業年限を2年又は3年とし、短期大学と称する。(同条第2項及び第3項)

(第10章)

高等専門学校

第115条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

(第11章)

専修学校

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。
一～三 (略)

※専門課程(高等学校卒業程度を入学資格とする課程)を置く専修学校は、専門学校と称することができる。(同法第126条第2項)